

令和6年4月26日

1学年 保護者の皆様へ

沖縄県立小禄高等学校長  
(公印省略)

「奨学のための給付金（返還不要）」の前倒し給付（4月～6月）のご案内

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要です。下記1の①、②、③のいずれかに該当する保護者等で、一部前倒し給付を希望する場合は申請書類等を事務室で配布（本校ホームページにも掲載）しておりますので、下記期日までに関係書類を添えて提出をお願いいたします。

【補足】

※7月～3月分は、7月の申請により決定（再度申請が必要）

※一部前倒し給付を受けなかった場合は、7月の申請により決定し年間分（裏面リーフレットの合計額）を支給

記

1. 給付対象者：下記の①～③のいずれかに該当する保護者等
  - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
  - ②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
  - ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯
2. 提出書類：裏面参照（リーフレット）
3. 提出期限：令和6年5月16日（木）
4. 提出先：小禄高校事務室
5. 留意事項
  - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
  - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は4月1日現在を基準とします。  
（新入生に対する一部給付及び家計急変世帯への支援）

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっておりますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 小禄高等学校 事務室  
担当者 根川・小沢 TEL: 098-857-0481

## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金（新入生用）

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付（4～6月分）を行います。

### <一部給付の支給要件>

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等（親権者）の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（家計急変の場合は非課税相当）または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している

保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。



### ○支給額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

| 世帯状況                       |   | 4～6月分   | 7～3月分    | 合計額      |
|----------------------------|---|---------|----------|----------|
| 生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）※家計急変は除く |   | 8,075円  | 24,225円  | 32,300円  |
| 非課税世帯                      | 通信制課程以外の課程に在籍する第1子                            | 30,525円 | 91,575円  | 122,100円 |
|                            | 通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降<br>※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 | 30,525円 | 113,175円 | 143,700円 |
|                            | 通信制・専攻科課程に在籍                                  | 12,625円 | 37,875円  | 50,500円  |

※7～3月分は、7月の申請により振り込みます（再申請が必要）

### ○提出書類

- ①高校生等奨学給付金受給申請書（様式1）
  - ②令和5年度（所得）課税証明書又は生活保護受給証明書（様式2）
  - ③債権者登録申請書（別添様式） ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
  - ④振込口座の通帳の写し【店番・口座番号・口座名義人（カタカナ）が確認できる部分の写し】
  - ⑤同意書（就学支援制度の関係書類を利用することについて同意した場合）※課税証明書等を紙提出した者
- ※家計急変については、⑥～⑧についても提出ください。

#### ⑥保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか  
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

#### ⑦家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】令和5年度所得課税証明書（写可）  
【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等  
営業所得者・・・【家計急変前の収入】令和5年度所得課税証明書（写可）  
【家計急変後の収入】税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

#### ⑧保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族分の健康保険証の写し又は扶養親族数の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）  
※定年退職などは、家計急変の対象となりません。  
※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。  
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○問い合わせ先 小禄高等学校 事務室 担当者 根川・小沢 TEL：098-857-0481